

# 小鎚川水系 河川整備計画

平成 17 年 5 月

岩 手 県

## 目 次

第 1 章	河川整備計画の目標に関する事項	1
第 1 節	流域及び河川の現状	1
第 2 節	計画対象区間	2
第 3 節	計画対象期間	2
第 4 節	整備計画の目標	2
第 2 章	河川の整備の実施に関する事項	4
第 1 節	河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の 施行により設置される河川管理施設の機能の概要	4
第 2 節	河川の維持の目的、種類及び施工の場所	5
第 3 節	その他河川整備を総合的に行うために必要な事項	5

付図 小鎚川流域概要

## 第1章 河川整備計画の目標に関する事項

### 第1節 流域及び河川の現状

小鍬川は、岩手県の太平洋側の南東に位置しており、その源を岩手県上閉伊郡大槌町の白見山（標高 1176.2m）に発し、種戸川の支川を合わせ大槌町を貫流し大槌湾に注いでいる。その流域は大槌町のほぼ3分の1におよび、流域面積 62.7km<sup>2</sup>、幹川流路延長約 26.4km の二級河川である。

#### 第1項 治水・高潮対策

小鍬川の治水事業は、昭和 35 年から昭和 41 年にかけてチリ地震津波対策として河口から約 870m 区間で防潮堤の工事が行われ、さらに昭和 39 年より河川改修として上流側へ約 2,200m 区間の築堤、掘削、護岸等による整備を行っており、昭和 50 年に完了している。

また、三陸沿岸は津波の常襲地帯であり、大槌町においても明治 29 年 6 月 15 日の三陸津波では死者行方不明者合わせて 900 名、負傷者 724 名、昭和 8 年 3 月 3 日の三陸津波では死者行方不明者合わせて 61 名、負傷者 31 名、及び昭和 35 年 5 月 22 日のチリ津波で負傷者 2 名という甚大な被害を受けており、昭和 41 年にチリ地震津波対策として河口から約 870m 区間について防潮堤が T.P.+4.3m で完成している。

その後、計画津波高が明治 29 年の津波高 TP+6.40m と定められたことから、防潮水門方式による津波対策を行っている。

#### 第2項 河川水の利用

河川水の利用については、農業用水として約 25ha の耕地のかんがいに利用され、最大約 0.261m<sup>3</sup>/s の取水量となっているが、過去において渇水による被害は見られない状況となっている。

#### 第3項 環境

大槌町は陸中海岸国立公園のほぼ中央に位置し、三陸漁場の豊かな水産資源に恵まれ、古くから水産業を基幹産業として発展してきている。この大槌町では町魚を「さけ」としている。

また、小鍬川源流の新山高原において「新山高原まつり」や「大槌町植樹祭」を開催するなど、海と川と山の繋がりを大切にしている。

流域の下流域は、ヨシ、オギ原が広がり、カワヂシャ、クロカワゴケの希少植物も生育し、魚類ではヤマメやウグイなどが生息している。河川敷では臼沢地区及び蔵打直地区付近で一部牧草地や畑作地として利用されているが、高水敷の施設利用としては特に利用はされていない。

中流部より徐々に山地溪流を呈するようになり、上流部は山地溪流域の河川形態と

なっており、沿川にブナも出現する比較的自然豊かな河川環境が保たれている。

また、沿川には、ケヤキ、クルミ、ヤナギ等の中高木も分布しており貴重な自然が残されている地域である。山地渓流域の河川形態となることより河川敷の利用は少なく、溪流釣りが主に行われている状況である。

このことより、今後は自然特性を十分考慮して、流域の人々の親しみやすい河川として、現在の良好な河川景観と水辺空間の保全を図っていくことが重要である。

また、水質については、「生活環境の保全に関する環境基準」でA類型に指定されており、古廟橋地点こびょうばしにおける水質調査の結果においてもBOD75%値は環境基準を満足しており良好な状況である。

## 第2節 計画対象区間

河川整備計画の対象区間は、小鍬川流域の岩手県知事管理区間とする。

計画の対象とする区間

河川名	対象区間	流域面積 (km <sup>2</sup> )	指定区間延長 (km)
小鍬川	指定区間上流端～大槌湾河口	62.7	11.782

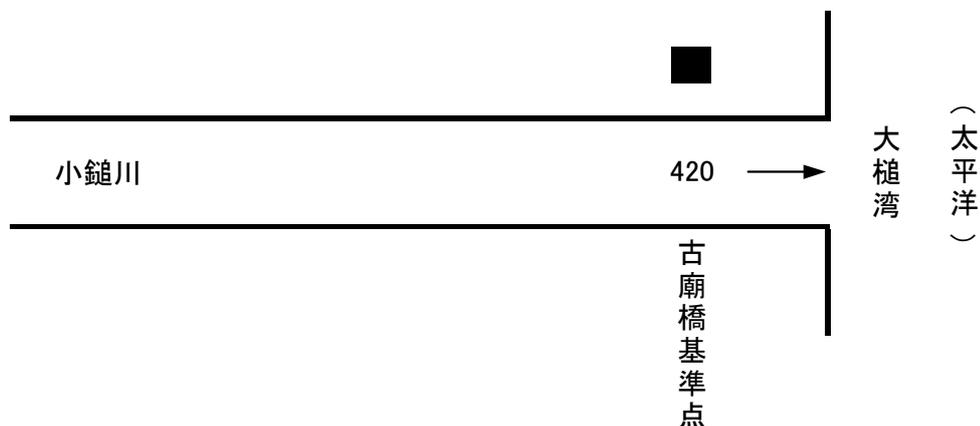
## 第3節 計画対象期間

河川整備計画の対象期間は、河川整備計画策定から概ね20年とする。

## 第4節 整備計画の目標

### 第1項 洪水、高潮等による災害発生防止または軽減に関する事項

小鍬川沿川の洪水被害の軽減または災害発生に関しては、概ね50年に1回の降雨で発生する洪水の安全な流下を目標とし、高潮等による災害防止に関しては、明治三陸津波程度の規模に対する安全な整備を目標とする。



## **第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項**

河川水の利用に関しては、既得農業用水の利用の他に、流水の正常な機能を維持するため、動植物の多様な生息・生育環境、河川景観の維持形成、清潔な流水を保持し、関係機関等との連携のもと健全な水循環系の構築を図りつつ、これまで同様、適切な水利用がなされるよう努める。

## **第3項 河川環境の整備と保全に関する事項**

河川環境の整備と保全に関しては、下流河川敷に広がるヨシ、オギ原や希少植物のカワヂシャ、クロカワゴケ、中流部堤防法面等に分布するケヤキ、クルミ、ヤナギ等の中高木、さらに上流域に現存するブナなどの山地性の植生について保全を図ることとし、また、魚類ではヤマメ、イワナ、カジカなど、これら多様な動植物の生息・生育する良好な河川環境の保全に努めていくものとする。

また、河川景観の保全と良好な水辺環境を維持形成するために、現状における多くの瀬や淵といった河川形状の自然特性を十分に考慮し、流域の人々が親しみやすい河川としてその保全、維持管理に努める。

## 第2章 河川の整備の実施に関する事項

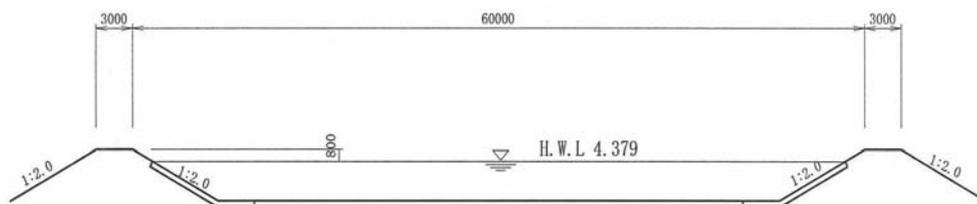
### 第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

河川名	整備目的	整備内容	整備区間等	整備延長 (m)
小鎚川	津波対策	防潮水門 防潮堤	河口部	440

#### (1) 小鎚川の河川整備

小規模河川改修事業による改修済区間においては、その機能が十分に果たせるよう河道内の堆積土の除去や立木の伐採及び施設の修繕等により維持管理を行う。

#### 改修済区間（古廟橋地点）



#### (2) 小鎚川防潮水門

大槌湾における既往最大津波高である明治29年の三陸津波高 T.P.+6.40m を計画堤防天端高として整備を進める。

工事の実施にあたっては、動植物の生息・生育環境の保全に配慮するとともに、地域の意見を反映した景観形成を図りながら進める。

#### 防潮水門諸元

計画津波高	T.P.+6.40m
施設規模 (ゲートサイズ×門数)	25.5m×3.35m×3門



図 小鎚川水門

## 第2節 河川の維持の目的、種類及び施工の場所

### 第1項 河川管理施設の維持

河川の維持管理に関しては、堤防、護岸等の河川管理施設の機能を維持するため、河川管理施設等の点検及び河道の巡視を行い、必要に応じてその機能が十分に発揮できるように堆積土砂の除去、河道内の立木の伐採等を行う。

また、防潮水門の機能を十分に発揮させることを目的として、定期的な点検・整備を行うと伴に、機能低下を防止するための機器更新・補修を行い、津波発生時には関係機関に対し必要な情報提供を行う。

水環境の保全に関しては、水質の監視、水質事故への対応、廃棄物の不法投棄の防止等の管理を行っていくものとする。

また、行政と住民が連携し、河川清掃を行うなど良好な水辺環境の維持・保全に努める。

## 第3節 その他河川の整備を総合的に行うための必要事項

### 第1項 洪水時における対策

出水時には、水防活動や避難路の確保に資する降雨、水位情報等の提供を行う。

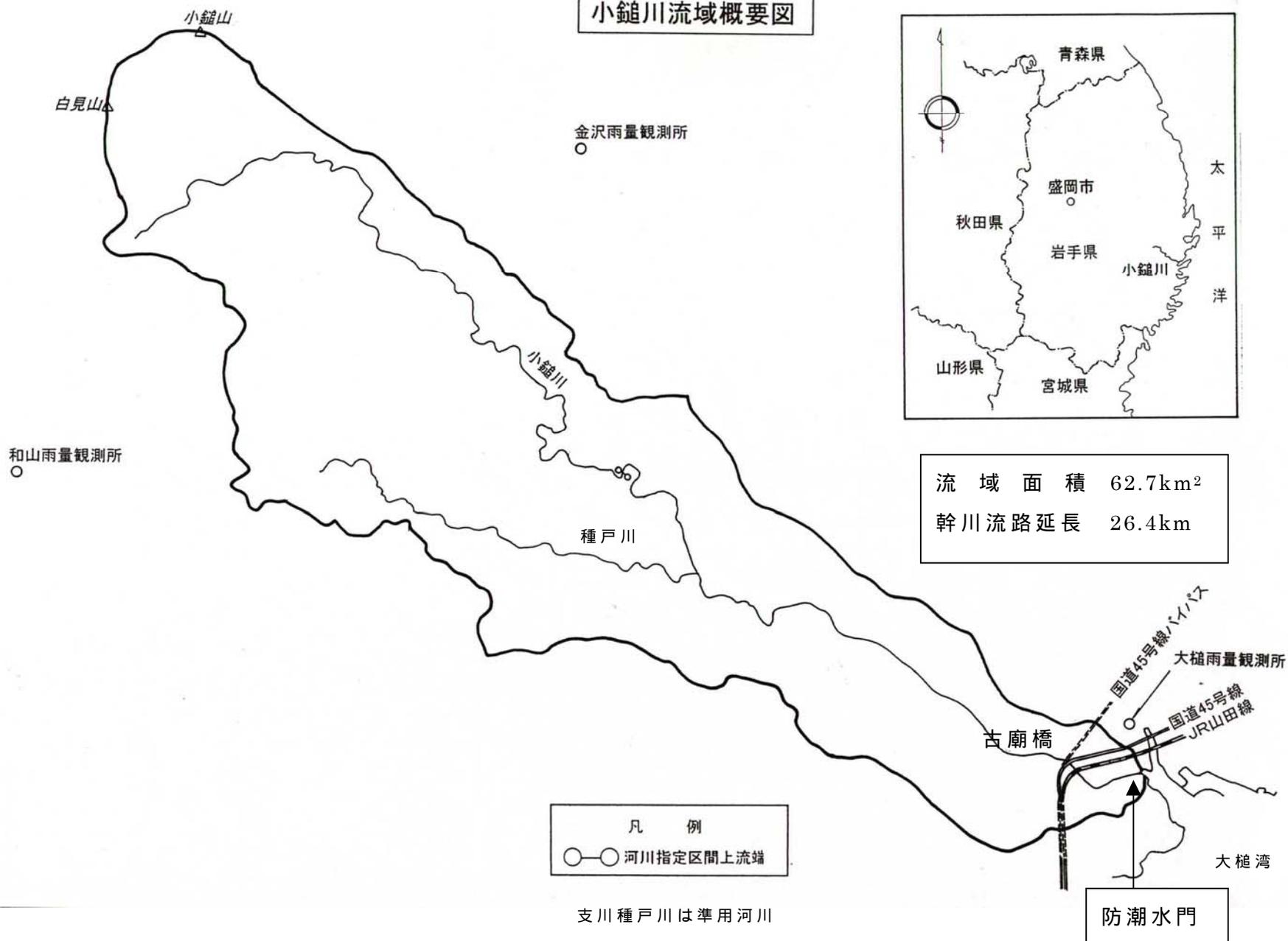
### 第2項 防災意識の向上

洪水時及び津波発生時における被害の最小化をするために、地元自治体が主体となり作成する避難場所や避難経路を明示したハザードマップの作成支援を行うとともに住民意識の向上を図る。

### 第3項 河川情報の提供、流域における取組みへの支援等

河川の特長や地域の風土・文化・歴史をふまえて、親しみのある川づくりをめざすため、川に関する情報を地域住民にわかりやすく提供していくことに努め、住民参加による川づくりや河川の清掃活動、河川での親水活動を支援し、地域との連携を図っていくものとする。

# 小鍬川流域概要図



流域面積 62.7km<sup>2</sup>  
幹川流路延長 26.4km

凡例  
○—○ 河川指定区間上流端

支川種戸川は準用河川

防潮水門